

# 東京都における陽性妊婦の取扱

## 陽性妊婦の確認

自宅療養か入院を判断

かかりつけ産科医が診断

他の検査・医療機関で診断\*

自施設収容

保健所

\*この場合、妊婦本人が連絡しないと、かかりつけ産科医に連絡が来ない可能性がある。

自宅療養等判断

入院の場合、管轄内で病院選定

助産師会(都委託事業)

都調整本部

収容

健康観察;かかりつけ医と連携

広域で病院選定

\*助産師会による健康観察例は、かかりつけ医は助産師会に情報提供等協力

自施設収容困難

緊急性なく、産科適応なし;保健所による病院選定  
緊急性あるか産科適応あり;周産期搬送ルール併用

## かかりつけの産婦人科医もしくは保健所に連絡

- ① 1時間に2回以上の息苦しさをを感じる時
- ② トイレに行くときなどに息苦しさをを感じるようになった時
- ③ 心拍数が1分間に110回以上、もしくは呼吸数が1分間に20回以上
- ④ 安静にしていても酸素飽和度が93-94%から1時間以内に回復しない時

## すぐに救急車を要請

- ① 息苦しくなり、短い文章の発声も出来なくなった時
- ② 酸素飽和度(SpO<sub>2</sub>) が92%以下になった時

日本産婦人科医会ホームページより引用：<https://www.jaog.or.jp/wp/wp-content/uploads/2021/08/20210823.pdf>

コロナ対応不能な施設であっても、産科かかりつけ医として自宅療養中の妊婦には積極的に関わって下さい。